

第70号議案

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例を別紙のように定める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会、芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第8条）

第3章 芦屋市いじめ問題対策審議会（第9条—第14条）

第4章 芦屋市いじめ問題調査委員会（第15条—第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会、芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者団体関係者
- (2) 青少年育成団体関係者

- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者  
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

### 第3章 芦屋市いじめ問題対策審議会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 審議会は、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係に関する事項

(組織)

第11条 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 教育委員会は、審議会に特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。
- 4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 弁護士資格を有する者
  - (2) 医師資格を有する者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
  - 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。
- (庶務)

第13条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(準用)

第14条 第5条及び第6条の規定は、審議会について準用する。

#### 第4章 芦屋市いじめ問題調査委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果について調査審議する。

(組織)

第17条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士の資格を有する者
  - (2) 医師の資格を有する者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- (任期)

第18条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る調査審議及びその報告が終了したときまでとする。

(準用)

第19条 第6条、第8条及び第12条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第12条中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

#### 第5章 雑則

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、審議会又は調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、審議会又は調査委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条（第14条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市学校教育審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200
芦屋市いじめ問題対策審議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

芦屋市いじめ問題調査委員会	委員長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

## 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例要綱

### 第1 制定の趣旨

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会、芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

### 第2 制定の内容

#### 1 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会

##### (1) 設置（第2条関係）

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

##### (2) 所掌事務（第3条関係）

連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

##### (3) 組織（第4条関係）

ア 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(ア) 保護者団体関係者

(イ) 青少年育成団体関係者

(ウ) 社会福祉団体関係者

(エ) 学校教育関係者

(オ) 行政関係者

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる者のほか、市長が適当と認める者

##### (4) 任期（第5条関係）

ア 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- イ 委員は、再任されることができる。
- (5) 会長及び副会長（第6条関係）
  - ア 連絡協議会に会長及び副会長を置く。
  - イ 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
  - ウ 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
  - エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (6) 会議（第7条関係）
  - ア 連絡協議会は、会長が招集し、その議長となる。
  - イ 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (7) 庶務（第8条関係）
  - 連絡協議会の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

## 2 芦屋市いじめ問題対策審議会

- (1) 設置（第9条関係）
  - 法第14条第3項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (2) 所掌事務（第10条関係）
  - 審議会は、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
    - ア 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項
    - イ 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係に関する事項
- (3) 組織（第11条関係）
  - ア 審議会は、委員7人以内で組織する。
  - イ 教育委員会は、審議会に特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。
  - ウ 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。
  - エ 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
    - (ア) 弁護士の資格を有する者



- (イ) 医師の資格を有する者
  - (ウ) 学識経験者
  - (エ) 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
  - (オ) (ア)から(エ)までに掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- (4) 会議（第12条関係）
- ア 審議会は、会長が招集し、その議長となる。
  - イ 審議会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた特別委員を含む。ウにおいて同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
  - ウ 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - エ 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。
- (5) 庶務（第13条関係）
- 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
- (6) 任期並びに会長及び副会長（第14条関係）
- 1 (4)及び(5)に同じ。

### 3 芦屋市いじめ問題調査委員会

- (1) 設置（第15条関係）
- 法第30条第2項の規定に基づき、芦屋市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
- (2) 所掌事務（第16条関係）
- 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果について調査審議する。
- (3) 組織（第17条関係）
- ア 調査委員会は、委員7人以内で組織する。
  - イ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (ア) 弁護士の資格を有する者
    - (イ) 医師の資格を有する者
    - (ウ) 学識経験者
    - (エ) 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(4) 任期（第18条関係）

委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る調査審議及びその報告が終了したときまでとする。

(5) 会長及び副会長、会議並びに庶務（第19条関係）

1 (5)及び(7)並びに2 (4)に同じ。

4 雑則

補則（第20条関係）

この条例に定めるもののほか、連絡協議会、審議会又は調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、審議会又は調査委員会に諮って定める。

第3 施行期日等

1 施行期日

平成27年1月1日

2 経過措置

最初に委嘱又は任命された芦屋市いじめ問題対策連絡協議会の委員又は芦屋市いじめ問題対策審議会の委員の任期は、第2 1 (4)及び2 (6)にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

芦屋市いじめ問題対策連絡協議会、芦屋市いじめ問題対策審議会及び芦屋市いじめ問題調査委員会の会長等の報酬額等を次のとおり定める。

	区分	支給単位	報酬額	旅費の額
芦屋市いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額	13,500円	芦屋市職員等の旅費に関する条例別表第1級別2級の者の旅費相当額
	委員	日額	11,200円	
芦屋市いじめ問題対策審議会	会長	日額	13,500円	
	委員	日額	11,200円	
芦屋市いじめ問題調査委員会	委員長	日額	13,500円	
	委員	日額	11,200円	

いじめ防止対策推進法抜粋

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(第2項省略)

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(第2項及び第3項省略)

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(第4項省略)

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。